

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>阿佐間幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市佐間字西二二六番一地从先から 同市佐間字陣屋々敷添五七一番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年八月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で告示した道路区域の変更の一部供用開始である。 延長 一八二・四〇メートル</p>	<p>備考</p>